

電力需給に関する検討会合の開催について

平成 23 年 3 月 13 日
内閣総理大臣 決 裁
平成 23 年 4 月 8 日
一 部 改 正
平成 23 年 5 月 16 日
一 部 改 正
平成 23 年 10 月 31 日
一 部 改 正
平成 24 年 2 月 10 日
一 部 改 正

1. 平成 23 年(2011 年)東北地方太平洋沖地震の影響による電力供給不足について、政府としての対応を総合的かつ強力に推進するため、電力需給に関する検討会合(以下「会合」という。)を開催する。
2. 会合の構成員は、内閣総理大臣を除く全ての国務大臣とし、内閣官房長官を座長、経済産業大臣を座長代行とする。ただし、座長は、必要があると認めるときは、電力供給不足への対策について優れた識見を有する者等に出席を求めることができる。
3. 会合の庶務は、関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。
4. 前各項に定めるもののほか、会合の運営に関する事項その他必要な事項は座長が定める。